

箱根町ホームページバナー広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町（以下「町」という。）が、インターネット上に公開している箱根町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の種類及び範囲)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれがないもので、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (4) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (5) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (6) 通信販売及び訪問販売に類するもの
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (9) その他町ホームページに掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告掲載期間及び枠数)

第3条 広告を掲載する期間は、1ヶ月を単位とし、連続する掲載期間は1年とする。ただし、再掲を妨げるものではない。

- 2 広告の掲載期間の初日は1日とし、その満了日は末日とする。
- 3 広告の掲載期間には、町のサーバ等のメンテナンス等により、町ホームページの公開を停止する期間を含むものとする。
- 4 広告掲載枠数は、最大20枠とする。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 広告掲載希望者の募集は、町ホームページ及び広報はこね等の広報印刷物で公募することができるものとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行なうことができるものとする。
- 3 町長は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申請及び決定)

第5条 広告の掲載をしようとする者(以下「申請者」という。)は、箱根町ホームページ広告掲載(変更)申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。ただし、申請者が町税等の滞納がある場合は、申請書を提出することができない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、箱根町ホームページ広告掲載(変更)決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、申請者が第3条第4項に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では広告掲載期間の長いものを優先する。

(1) 私企業で、町内に事業所等を有するもの

(2) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(3) 前号に規定するもの以外の私企業

4 前項の規定によっても、申請者が第3条第2項に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

5 掲載の応募が、広告掲載枠数以内の場合は、第3項の順位で掲載期間の長いものから上段より順番に掲載を行なう。

6 第1項及び第2項の規定は、掲載した広告の変更について準用する。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、別表第1に定める額とする。ただし、初回の広告掲載料にあっては、別表第2に定める額とすることができる。

(広告掲載料の支払い)

第7条 申請者は、広告掲載開始日の10日前までに広告掲載料を支払わなければならない。

(広告の規格)

第8条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) データのサイズは縦45ピクセル、横162ピクセルであること。

(2) データの形式は、GIF(アニメーション可)であること。

(広告原稿の作成・提出)

第9条 広告原稿は、町が指定する方法により申請者が作成し、町が指定した期日までにCD-R等により提出するものとする。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要事項は別

に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 22 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

掲載（契約）期間	掲載料金
1 月以上 5 月以下	1 月につき 10,000 円
6 月以上 11 月以下	1 月につき 9,500 円
12 月	1 月につき 9,000 円

別表第 2（第 6 条関係）

掲載（契約）期間	掲載料金
3 月	10,000 円
12 月	81,000 円

第2号様式（第5条関係）

箱根町ホームページ広告掲載（変更）決定通知書

箱企第 号
年 月 日

様

箱根町長

年 月 日付けで申請のありました箱根町ホームページ広告の掲載（変更）
について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します
	<input type="checkbox"/> 掲載しません
	【理由】
掲載期間	
掲載料	円（ 円× ヶ月）